

事務連絡
令和7年8月7日

各指定障害福祉サービス事業者
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業者
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業者
（指定都市・中核市に所在する事業者を除く。）

御中

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」
に係る都道府県等・各障害福祉サービス等事業者向け説明会
の開催について

日頃から本県の障がい福祉施策の推進に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、標記の件について 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より別添のとおり通知がありました。

つきましては、「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る障害福祉サービス等事業者向け説明会を下記のとおり動画視聴形式で開催しますので、貴事業所・施設におかれましては、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細については、以下の資料をご参照ください。

問合せ先
監査グループ
情報公表担当
電話 045-210-4736(直通)

事務連絡
令和7年8月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」
に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会の
開催について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースについて、職種別の給与総額等を継続的に把握できるような対応の検討を速やかに進め、必要な措置を講じることとなっております。

つきましては、今般、「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会を下記のとおり動画視聴形式で開催しますので、都道府県、指定都市、中核市担当者におかれましては、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の説明会は障害福祉サービス等事業者も視聴対象になりますので別添事務連絡をご活用いただき、速やかに管内の障害福祉サービス等事業者へ周知をお願いいたします。

記

（1）実施期間等

実施期間：令和7年8月4日（月）10：00～令和7年8月8日（金）17：00

※ 所要：55分程度

※ 説明会動画は録画映像となりますので、上記期間以降も視聴可能です。

議題：1. 障害福祉サービス等情報公表制度

～障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応
について～（運用内容や留意点等）

- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の現状

- ・ 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化に係る経緯
 - ・ 障害福祉サービス等事業者の経営情報の見える化への対応
 - ・ 経営情報の見える化等に係る通知の改正（概要）について
 - ・ 経営情報の見える化等に係る記入要領（概要）について
 - ・ 第1回都道府県等・関係団体向け説明会でいただいたご質問に対する回答
 - ・ 今後のスケジュール等
2. 障害福祉サービス等情報公表システム画面の説明について

(2) 対象者

- ① 各都道府県、指定都市、中核市における障害福祉サービス等情報公表制度担当者
※ 市区町村の方の視聴は想定しておりませんのでご承知置きください。
- ② 各障害福祉サービス等事業者

(3) 動画掲載先 URL（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html

(4) 説明会の視聴確認及び質疑受付

各都道府県、指定都市、中核市における障害福祉サービス等情報公表制度担当者におかれましては、本説明会の動画を全て視聴しましたら、以下 URL にアクセスいただき、各項目についてご回答をお願いいたします（この回答を以て、本説明会をご視聴いただいたものと判断いたします）。

なお、任意の回答項目として、本説明会の内容に関するご質問を受け付けておりますので、適宜ご活用ください。

また、説明会の視聴確認及び質疑受付は、(1)に記載の実施期間を以て、回答を締め切らせていただきますので、必ず当該期間中に一度はご視聴ください。

いただいたご質問に対する回答につきましては、近日中に事務連絡や厚生労働省 HP にて、順次ご連絡させていただく予定です。

※ 視聴確認及び質疑受付フォーム（自治体向け）：

<https://forms.office.com/r/aF12jc2Aua>

※ 障害福祉サービス等事業者向けの質疑受付フォームは別途設けておりますので本フォームを転送するのはお控えください。

※ 回答期間：令和7年8月4日（月）10：00～

令和7年8月8日（金）17：00